

(会費) 第35条 会費は別に定める細則による。

## 年 会 費 徴 収 細 則

○会費（本部会費含む）は、次の定めるところにより、事務局より請求の日から30日以内に年会費全額を納入しなければならない。（本部会費は支部が一括納入する）

従 業 員 数 区 分	会 費
10人以下	10,000
11 ~ 20	11,500
21 ~ 30	13,000
31 ~ 40	14,500
41 ~ 50	17,000
51 ~ 100	19,000
101 ~ 150	23,520 + 50 (X - 100)
151 ~ 200	26,880 + 50 (X - 150)
201 ~ 250	33,600 + 50 (X - 200)
251 ~ 300	36,960 + 50 (X - 250)
301 ~ 400	42,560 + 50 (X - 300)
401 ~ 500	51,520 + 50 (X - 400)
501 ~ 600	61,600 + 40 (X - 500)
601 ~ 700	70,560 + 40 (X - 600)
701 ~ 800	78,400 + 40 (X - 700)
801 ~ 900	85,120 + 40 (X - 800)
901 ~ 1,000	90,720 + 40 (X - 900)
1,001 ~ 2,000	99,900 + 20 (X - 1,000)
2,001 ~ 3,000	127,650 + 20 (X - 2,000)
3,001 ~ 4,000	155,400 + 20 (X - 3,000)
4,001 ~	183,150 + 15 (X - 4,000)

- (注意) 1. X = 従業員数  
 2. 端数は100円未満切り上げとする。  
 3. 本部会費は上記の中から、支部が一括本部へ納入する。  
 4. 支部の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

※計算例……従業員117名の場合の年間会費

$$23,520 + 50 (X - 100) =$$

$$23,520 + 50 (117 - 100) = 24,370 \text{円} \rightarrow 24,400 \text{円}$$